

- 給与上手くんα VERSION:16.001
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:16.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

《マスターバージョンアップについての注意点》

当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。

その際、現在「社員登録→扶養情報①タブ」に入力されている所得見積額はクリアされます。

本年の所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください。

詳細は、次ページからの“給与処理 d b【給与計算】(VERSION: 16.001) の変更点”を参照してください。

◆ 令和 7 年分年末調整に関する改正内容

➤ 概要

- ①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の改正が行われました。
 - ・基礎控除額が見直され、48 万円から 58 万円に引き上げられました。
 - ・給与所得控除が見直され、最低保証額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。
 - ・「特定親族特別控除」の創設がされました。
 - ・扶養親族等の所得要件が引き上げられました。
 - ・個人住民税の税制改正が行われました。

➤ 様式変更に対応

- ①令和 7 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ②令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ③令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

➤ 年調ソフトの変更点

- ①年送り対応を行い、帳票の表記や年齢等の自動判定機能等を、令和 7 年分に変更しました。
- ②税制改正対応として以下が行われました。
 - ・基礎控除申告書の区分の改正に対応
 - ・特定親族及び特定親族特別控除申告書の創設に対応
 - ・住宅借入金等特別控除申告書の年送り対応
 - ・定額減税関連項目等の削除

◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理 d b【給与計算】(VERSION: 16.001) の変更点”を参照してください。

※『令和 7 年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表）』対応の給与処理 d bプログラムは 12 月上旬のご提供予定です。

ご注意

- 他の I C S システムとマスターのやり取りが行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

改正概要

I. 令和 7 年分から適用される改正

※要点のみ簡単に記載しております。

詳細は補足資料「令和 7 年分 年末調整の改正事項」をご確認ください。

1) 概要

①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、主に以下の改正が行われました。

- ・ 所得税の**基礎控除額**および**給与所得控除**の最低保障額の引上げ
- ・ 大学生年代の子等に係る新たな控除の創設 (**特定親族特別控除**)

2) 基礎控除の見直し(所法 86、措法 41 の 16 の 2)

①基礎控除額が 48 万円から 58 万円に引き上げられました。

②上乗せ特例により、居住者の所得金額に応じて控除額が加算されることとなりました。

※合計所得金額が 2350 万円超の場合の基礎控除額の改正はありません。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額	
				改正後 (注1)	
				令和 7・8 年分	令和 9 年分以後
132万円以下	(200万3,999円以下)			95万円 (注2)	
132万円超 336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	58万円		88万円 (注2)	48万円
336万円超 489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 (注2)	
489万円超 655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)			63万円 (注2)	
655万円超 2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)			58万円	

3) 給与所得控除の見直し(所法 28)

①給与所得控除の最低保証額が、55 万円から 65 万円に引き上げられました。

※給与等の収入金額が 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

4) 特定親族特別控除の創設(所法 84 の 2)

①「特定親族特別控除」が新設されました。「特定親族」とは、以下の 2 つを満たす親族を指します。

A. 年齢が 19 歳以上 23 歳未満の生計同一の親族

B. 合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 (※58 万円以下の人は「特定扶養親族」に該当)

②合計所得金額が 100 万円以下の特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))				特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超	150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超	155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超	160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超	165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超	170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超	175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超	180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超	185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超	188 万円以下)	3 万円

5) 扶養親族等の所得要件（所法 2 の 32、33、34、83 の 2、所法施行令 11 の 2）

①下記のように所得要件が引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

6) 個人住民税の税制改正

①所得税に準じた改正が行われました。（基礎控除の見直しを除く）

7) 住宅関連の改正

- ①例年の対応で、平成 27 年居住開始分が適用期間終了のため除外、令和 6 年居住開始分が適用開始となりました。
- ②「調書方式」による住宅借入金等特別控除が開始となりました。（令和 6 年分から適用開始はしていたが、対応する金融機関が存在しなかったため、実質的な初年度となります。）
- ③住宅ローン控除の借入限度額の上乗せが令和 7 年入居分まで延長されました。
- ④子育てに対応した住宅へのリフォームについての減税措置が令和 7 年 12 月 31 日まで 1 年延長されました。

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に 乗ずる控除率等		各年の 控除 限度額
			借入限度額	控除率	
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日まで	認定住宅	特例対象 個人	5,000 万円 (注 4)	0.7%	35 万円 (注 4)
		それ以外	4,500 万円 (注 4)		31.5 万円 (注 4)
	特定エネルギー 消費性能 向上住宅	特例対象 個人	4,500 万円 (注 4)		31.5 万円 (注 4)
		それ以外	3,500 万円 (注 4)		24.5 万円 (注 4)
	エネルギー 消費性能 向上住宅	特例対象 個人	4,000 万円 (注 4)		28 万円 (注 4)
		それ以外	3,000 万円		21 万円
	その他 (注 2)		10 年間 2,000 万円	0.9%	14 万円
	住宅の再取得等に 係る控除額の特例		13 年間 (注 5) 4,500 万円 (注 5、6)		40.5 万円 (注 5、6)

II. 令和 8 年分給与計算から適用される改正

1) 源泉控除対象親族の創設（所法 185、186）

- ①「源泉控除対象親族」が新設されました。源泉控除対象親族とは、以下を指します。
「控除対象扶養親族」＋特定親族に該当する人のうち合計所得金額が 100 万円以下である人
※追加された特定親族に該当する人のうち合計所得金額が 100 万円以下である人についても、源泉徴収税額の計算に加味されることとなります。

2) 源泉徴収税額表の見直し

- ①基礎控除、給与所得控除の見直しに伴い、以下の税額表が改訂されました。
 - ・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）
 - ・給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）
 - ・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

3) 退職所得控除額の計算における調整規定の見直し

- ①確定拠出年金→退職所得の順に受け取ったとき、重複期間とされる年数が 4 年→9 年とされました。

Ⅲ. 様式の改正

■変更のあった様式は以下の通りです。

変更点等については、「●令和7年分 年末調整の改正事項 251119」をご確認ください。

- ①令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ②令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ③令和7年分 給与所得の源泉徴収票

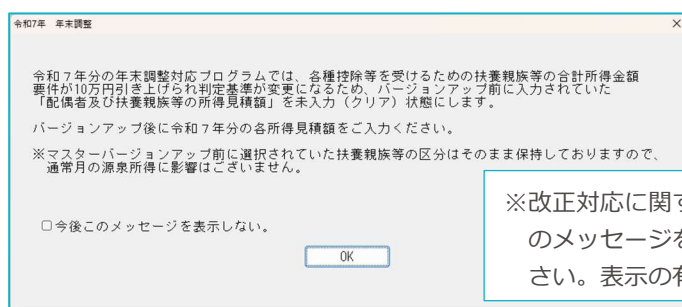
改正対応

I. 全体

1) マスターバージョンアップ

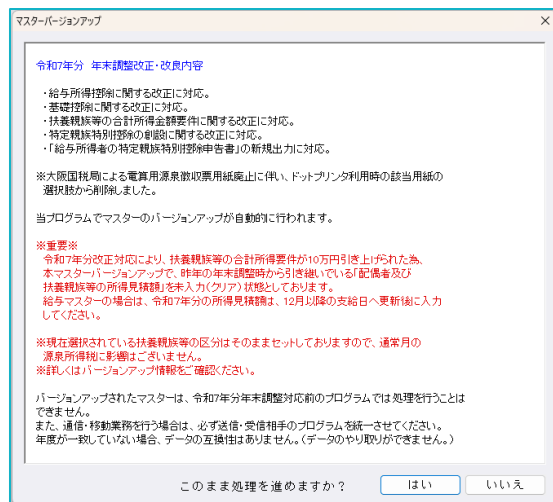
①会社を選択するとメッセージを表示します。

・改正対応に関する注意メッセージ



※改正対応に関するメッセージが不要な場合は、「今後このメッセージを表示しない。」のチェックを入れてください。表示の有無はユーザー単位で選択できます。

・マスターバージョンアップに関するメッセージ



«マスターバージョンアップで行われること»

・配偶者と扶養親族の所得見積額を未入力（クリア）状態とします。（前述「マスターバージョンアップについて」を参照）

※配扶養区分は保持します。

Ⅱ. 登録・導入／会社情報

1) 会社・社員登録リスト

①社員情報リスト

・扶養親族の数に「特定親族」を追加しました。※源泉控除対象/対象外の区別はしません。（令和8年以降マスターで対応）

【扶養親族の数】（扶養人数合計及び非居住者は配偶者を含む）			
一般扶養親族:	0名	特定親族:	1名
特定扶養親族:	0名	扶養人数合計:	1名
老人扶養親族（同居老親等以外）:	0名	年少扶養者:	0名
老人扶養親族（同居老親等）:	0名	非居住者:	0名

②個人番号チェックリスト

- ・年調データ入力の基礎/配偶者/特親/調整控除申告書入力タブー特定親族特別控除申告書に登録した個人番号を出力対象としました。

Ⅲ. 登録・導入/テーブルメンテナンス

1) 源泉徴収税額表

※令和 8 年分源泉徴収税額表の対応は、12 月リリース（令和 7 年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表））で対応します。

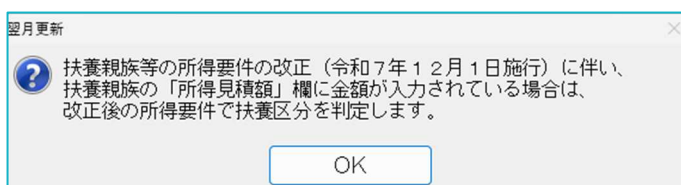
- ・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）
- ・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）
- ・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

Ⅳ. 登録・導入/更新

1) 翌年更新（翌月更新）

①扶養親族の所得要件の改正については、令和 7 年 11 月では改正前の所得要件で判定が行われます。令和 7 年 12 月給与へ更新後には、改正後の所得要件で判定され配扶養区分が変更されます。

令和 7 年 12 月 1 日以降支給の給与から対象となりますので、更新後に所得見積額を入力してください。



Ⅴ. 給与・賞与/入力・出力

1) 給与・賞与

①[F8 社員登録]

- ・扶養情報①タブにおいて、「特定親族」の判定に対応しました。

特定親族は、生年月日要件及び合計所得金額要件の双方に該当する場合に自動判定し、下図の赤枠箇所に文言（「特親（源）」・「特親」）を表示します。この時、配扶養区分は「対象外」を表示します。

特親（源）：特定親族のうち源泉控除対象親族（令和 8 年分以降）

特親：特定親族のうち源泉控除対象親族以外

氏名・カナ（姓/名） 個人番号	続柄	生年月日	住所 （標準Home）	配扶養区分	障害者区分	所得見積額
扶養1 山田 一郎 ヤマダ ひとし		平成16年04月01日		対象外	特親	800,000
				非居住者要件	30歳未満、70歳以上	留学 障害者
				生計を一にする事実	38万円以上の支払	

《19 歳以上 23 歳未満の場合の判定一覧》

所得見積額	配扶養区分	特定親族の判定
～58 万円以下	特定	空欄
58 万円超～100 万円以下	対象外	特親（源）※
100 万円超～123 万円以下	対象外	特親
123 万円超～	対象外	空欄

※源泉控除対象親族となる特定親族の適用は令和 8 年 1 月 1 日以降のため、令和 7 年マスターでは「特親」と表示されます。

《ご注意》

1. 特定親族特別控除を受ける場合は、生年月日及び所得見積額は必須項目となります。
省略することはできません（特定親族特別控除額の算定に必要なため）。
特定親族特別控除申告書の提出が特別控除の適用要件であるため、所得見積額が入力必須である仕様に問題はありません。
2. 所得見積額に 58 万円超～123 万円以下の金額が入力されていると自動判定がかかるため、控除対象外にはできません。
「対象外」としたい場合は、所得見積額をクリアするなどでご対応ください。

- ・扶養情報①タブの下段の扶養親族等の一覧に「特親/(源)」欄を追加しました。
「□申告書情報と連動する」の設定に関わらず、常に上段の扶養情報から自動集計します。

扶養	配偶者				扶養(配偶者除く)				障害者(本人・配偶者を除く)				合計	年少	非居住者	
	有無	控除	源泉	障害	特定	老親	同老	他	特親/(源)	特障	同特	他				
	有り	対象外	非該当	非該当	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0

左側：特定親族の合計人数を表示します。

右側：特定親族のうち源泉控除対象親族の人数を表示します。（令和 8 年以降マスター）

特親(源)	800,000
70歳以上	☐ 留学
以上の支払	☐ 障害者
特親	1,100,000
70歳以上	☐ 留学
以上の支払	☐ 障害者

左側：特定親族の合計人数を表示します。
右側：特定親族のうち源泉控除対象親族の人数を表示します。（令和 8 年以降マスター）

《令和 7 年マスター》

特親/(源)	※12 月分処理以降
2	※右側は表示なし

《令和 8 年以降マスター》

特親/(源)	
2	1

- ・扶養情報タブに「特定親族の数：特定親族」「特定親族の数：内、源泉控除対象」を追加しました。（会社登録－システム設定－システム：扶養控除申告書“作成しない”を選択した場合）

本人情報	住所	扶養情報	年末調整	前職	電子申告
配偶者：					
配偶者	有り				
配偶者区分					
源泉控除対象配偶者区分					
障害者区分					
扶養親族の数(配偶者を除く)：					
一般扶養親族	0	名			
特定扶養親族	0	名			
老人扶養親族（同居老親等以外）	0	名			
老人扶養親族（同居老親等）	0	名			
特定親族の数：					
特定親族	2	名			
内、源泉控除対象	1	名			
障害者の数(本人・配偶者を除く)：					
特別障害者	0	名			
同居特別障害者	0	名			
その他	0	名			
扶養人数合計	1	名			
年少扶養者	0	名			
非居住者	0	名			

※年末調整データ入力－基礎/配偶者/特親/調整控除申告書入力タブの「◆特定親族特別控除申告書」欄から集計します。手修正はできません。

《令和 7 年マスター》※12 月支給日以降

※「内、源泉控除対象」は令和 7 年は表示しません。

特定親族の数：		
特定親族	2	名
		名

《令和 8 年以降マスター》

特定親族の数：		
特定親族	2	名
内、源泉控除対象	1	名

②[Ins 源泉徴収票]

- 「特定親族」「特定親族特別控除の額」欄を追加しました。

※「特定親族特別控除の額」は年調時のみ表示します。

種別	支払金額	所得控除後額(調整控除後)	所得控除合計額	源泉徴収税額
給料 賞与	900,000	250,000	2,473,695	0
(源泉控除対象配偶者 有 ○	配偶者(特別) 控除の額	特定 従 内 老人 従 その他 特親 従 年少	障害者 特別 内 他 非居住	
特定親族特別控除の額	380,000		1	
特定親族特別控除の額	630,000	0		
社会保険料等の金額	133,695			
生命保険料の控除額		0		
地震保険料の控除額			0	
住宅借入金等特別控除の額				

③ユーザー項目登録

本人関係項目に「特定親族数」「特定親族数(源)」を追加しました。

※「特定親族数(源)」は令和 8 年マスターから入力可能。

項目戻し(F11)	本人関係	項目送り(F12)																								
9027：厚生年金保険№ 9028：厚生年金基金№ 9029：基金CD 9030：賞与CD 9046：従前改定種別 9047：従前改定年月 9031：健保標準報酬月額 9042：健保等級 9032：厚生標準報酬月額 9043：厚保等級 9033：賞与区分：健保 9034：賞与区分：厚年 9035：税額表区分 9036：住民税入力区分 9037：単価計算：時間外 9038：単価計算：欠勤 9039：単価計算：遅刻 9040：単価計算：早退 9048：特定親族数 9049：特定親族数(源)		<table> <tr> <th>前頁(F3)</th><th>ページ1</th><th>次頁(F4)</th></tr> <tr> <th>項目名称</th><th>内容</th><th></th></tr> <tr> <td>1 特定親族数</td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>2 特定親族数(源)</td><td></td><td>0</td></tr> <tr> <td>3 一般扶養親族数</td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>4 特定扶養親族数</td><td></td><td>0</td></tr> <tr> <td>5 老人扶養親族数</td><td></td><td>0</td></tr> <tr> <td>6 同居老親数</td><td></td><td>0</td></tr> </table>	前頁(F3)	ページ1	次頁(F4)	項目名称	内容		1 特定親族数		1	2 特定親族数(源)		0	3 一般扶養親族数		1	4 特定扶養親族数		0	5 老人扶養親族数		0	6 同居老親数		0
前頁(F3)	ページ1	次頁(F4)																								
項目名称	内容																									
1 特定親族数		1																								
2 特定親族数(源)		0																								
3 一般扶養親族数		1																								
4 特定扶養親族数		0																								
5 老人扶養親族数		0																								
6 同居老親数		0																								

Ⅶ. 給与・賞与／出力処理

1) 出力処理

■明細書出力、次月計算基礎票、チェックリスト

①令和 7 年分改正内容に対応しました。

- 扶養数欄に「源泉控除対象親族である特定親族」を表示するように対応しました。

※令和 8 年マスターからの対応となります。

扶養数	※特定扶養数・全扶養数（老年者数・内同居老人数：特定親族				
1・5(2・1:1)					
特定	老親	同老	他	特親(源)	
1	1	1	1	2	1

- 任意出力欄－個人固定情報欄に「特定親族」を追加しました。

生年月日	《所得控除》	地震保険	支払金額	3,600,000	算出所得税	0
入社年月日	社保(給与)	配偶者(特別)	非課税修正		住宅控除	
退職年月日	社保(申告)	特定親族	所得控除後(調整後)	2,440,000	年調年税額	0
年調年調実行	小規模金	扶養等控	《所得控除》	3,244,572	源泉徴収	41,910
	生命保険	基礎控除額	差引課税	0	過不足税	△41,910

②[F6 出力設定]

金額ゼロタブに「特定親族特別控除の額」を追加しました。（初期値：チェックあり）
金額がない場合にチェックが ON であれば「0」を出力、OFF の場合は空欄となります。

■月別給与一覧表

①令和7年分改正内容に対応しました。

・勤怠項目の扶養親族等の数欄に“特定親族”の人数を加算するように対応しました。

勤	出勤日数/出勤時間	
	欠勤日数/欠勤時間	
	遅刻回数	
	早退回数	
	時間外時間	
	深夜時間	
	休日時間	
	休日深夜時間	
	時間外5時間	
	日宿回数	
怠	扶養親族等の数	2(1有・應)
	日	月 月 給

※特定扶養数・全扶養数（老年者数・内同居老人数）
：特定親族
配扶養区分・源泉控除対象者区分

VIII. 年末調整／入力・出力 ※給与上手くんαPro IIのみ

※以降の改正対応については、累積入力タブにおいて令和7年12月1日以後に支給される給与・賞与がある場合にのみ適用されます。令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前の人については、年調する場合でも、改正後の控除額等は適用されません。

1) 年末調整（給与上手くん α は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）

①令和7年以降マスターのメニューバー「年調帳票(Y)」内のサブメニューの名称を変更しました。

※給与上手くんαPro IIのみ

②基礎／配偶者／特親／調整控除申告書入力タブ

特定親族特別控除申告書の創設に伴い、以下の変更を行いました。

- ・タブ名を基礎／配偶者／**特親**／調整控除申告書入力に変更しました。

基礎／配偶者／ 特親 ／調整控除申告書入力

- ・基礎／配偶者／特親／調整控除申告書入力画面を「基礎控除申告書／配偶者（特別）控除等申告書」「特定親族特別控除申告書／所得金額調整控除申告書」に分割し、タブで切り替える形としました。（令和7年以降マスター）

《基礎控除申告書／配偶者（特別）控除等申告書》

基礎控除申告書／配偶者(特別)控除等申告書		特定親族特別控除申告書／所得金額調整控除申告書	
配偶者氏名 山田 花子 やまが はなこ	個人番号 - - - - - 生年月日 昭和00年00月00日	本人と住所が異なる場合の配偶者住所(扶養控除) 郵便番号 生計を一にする事実	配偶者氏名転記
◆給与所得者の基礎控除申告書◆		◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆	
所得の種類 (2) 給与所得	収入金額等 3,450,000	所得の種類 (2) 給与所得	収入金額等 800,000
給与所得以外の所得の合計額		給与所得以外の所得の合計額	
合計所得金額	2,333,600	配偶者の合計所得金額	350,000
基礎控除申告書の提出なし		配偶者控除の額	
基礎控除の額 (1) 88 万円		配偶者特別控除の額 (3) 0 万円	
◆所得金額調整控除申告書◆を次のタブへ移動			

- ・改正後の基礎控除額及び合計所得金額の判定に対応しました。

- (1)本人の合計所得金額に応じて、0 万円～95 万円の基礎控除額を算出します。
- (2)本人、配偶者ともに給与所得控除額の改正により、給与所得の収入金額等が 190 万円以下の場合是一律 65 万円を控除して所得金額を算出するよう変更しました。
- (3)配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得要件を 48 万円超～133 万円以下→**58 万円超**～133 万円以下に変更しました。

《特定親族特別控除申告書/所得金額調整控除申告書》

基礎控除申告書／配偶者(特別)控除等申告書		特定親族特別控除申告書／所得金額調整控除申告書		新設	
◆特定親族特別控除申告書◆		※ F9 扶養情報で入力してください。			
特定親族の氏名(フリガナ)	続柄	個人番号	住所又は居所	非居住者	所得見積額
上本町 二郎		- - - - -		☐	
ウエノタチ シロウ	次男	平成15年05月05日		生計を一にする事実	1,100,000
上本町 二郎		- - - - -		☐	
ウエノタチ シロウ	三男	平成16年06月08日		生計を一にする事実	600,000
◆所得金額調整控除申告書◆		所得金額調整控除申告書の提出なし			
要 件	氏名・カナ(姓/名)	個人番号	生年月日	住所又は居所	特別障害者に該当する事実
☐ あなた自身が特別障害者					
☐ 同一生計配偶者が特別障害者					
☐ 扶養親族が特別障害者					
☐ 扶養親族が年齢23歳未満					
扶養控除等申告書のとおり					

- ・「扶養情報①」画面に登録された扶養親族中の「特定親族」該当者を表示します。
「特定控除の額」は「扶養情報①」の所得見積額から算出します。
- ・当画面は下記の入力制御を行っています。
「扶養控除申告書」を“作成する”設定の場合、当画面では入力・変更不可です。必要に応じて扶養情報①で入力してください。
「扶養控除申告書」を“作成しない”設定の場合は直接入力可能です。

- ・欄外に「特定親族特別控除の額」を表示します。

区 分		金 額	税 額
年 末 調 整	給 料 ・ 手 当 等 (1)(3)	8,900,000	258,640
	賞 与 等 (4)(6)	0	0
	計 (7)(8)	8,900,000	258,640
	差引課税給与所得金額 / 年調所得税額	5,606,000	693,700
	年調年税額		708,200
	差引超過額又は不足額 (25) - (8) (26)		449,560
	超過額		
	の精算		
	不足額		
	の精算		
		特定親族特別控除額 (⑩・2) (630,000 円)	

⑤[F8 社員登録]／[F9 扶養情報]

- ・扶養情報①タブにおいて、「特定親族」の判定に対応しました。

特定親族は、生年月日要件及び合計所得金額要件の双方に該当する場合に自動判定し、下図の赤枠箇所に文言（「特親（源）」・「特親」）を表示します。この時、配扶養区分は「対象外」を表示します。

特親（源）：特定親族のうち源泉控除対象親族（令和 8 年分以降）

特親：特定親族のうち源泉控除対象親族以外

氏名・カナ・姓・名	生年月日	住所	非居住者要件	30歳未満、70歳以上 30万円以上の支払	留学	障害者
山田 一郎	平成16年04月01日		非居住者要件	30歳未満、70歳以上 30万円以上の支払	留学	障害者
山田 一郎			生計を一にする事実			

《19 歳以上 23 歳未満の場合の判定一覧》

所得見積額	配扶養区分	特定親族の判定
～58 万円以下	特定	空欄
58 万円超～100 万円以下	対象外	特親（源）※
100 万円超～123 万円以下	対象外	特親
123 万円超～	対象外	空欄

※源泉控除対象親族となる特定親族の適用は令和 8 年 1 月 1 日以降のため、令和 7 年マスターでは「特親」と表示されます。

《ご注意》

1. 特定親族特別控除を受ける場合は、生年月日及び所得見積額は必須項目となります。
省略することはできません（特定親族特別控除額の算定に必要なため）。
特定親族特別控除申告書の提出が特別控除の適用要件であるため、所得見積額が入力必須である仕様に問題ははありません。
2. 所得見積額に 58 万円超～123 万円以下の金額が入力されていると自動判定がかかるため、控除対象外にはできません。
「対象外」としたい場合は、所得見積額をクリアするなどでご対応ください。

- ・扶養情報①タブの下段の扶養親族等の一覧に「特親/（源）」欄を追加しました。
「□申告書情報と連動する」の設定に関わらず、常に上段の扶養情報から自動集計します。

扶養	配偶者		扶養(配偶者除く)			障害者(本人・配偶者を除く)			合計	年少	非居住者
	有無	控除	源泉	障害	特定	老親	同老	他			
扶養	有り	対象外	非該当	非該当	0	0	0	0	2	1	0

左側：特定親族の合計人数を表示します。
右側：特定親族のうち源泉控除対象親族の人数を表示します。（令和 8 年以降マスター）

特親(源)	800,000
70歳以上 以上の支払	留学 障害者
特親	1,100,000
70歳以上 以上の支払	留学 障害者

《令和 7 年マスター》

特親/(源)	※12 月分処理以降
2	※右側は表示なし

《令和 8 年以降マスター》

特親/(源)	
2	1

- ・扶養情報タブに「特定親族の数：特定親族」「特定親族の数：内、源泉控除対象」を追加しました。（会社登録－支給・年調－システム：扶養控除申告書“作成しない”を選択した場合）

本人情報 住所 扶養情報 年末調整 前職 電子申告	
配偶者：	
配偶者	□有り
配偶者区分	
源泉控除対象配偶者区分	
障害者区分	
扶養親族の数（配偶者を除く）：	
一般扶養親族	0 名
特定扶養親族	0 名
老人扶養親族（同居老親等以外）	0 名
老人扶養親族（同居老親等）	0 名
特定親族の数：	
特定親族	2 名
内、源泉控除対象	1 名
障害者の数（本人・配偶者を除く）：	
特別障害者	0 名
同居特別障害者	0 名
その他	0 名
扶養人数合計	1 名
年少扶養者	0 名
非居住者	0 名

※年末調整データ入力－基礎/配偶者/特親/調整控除申告書入力タブの「◆特定親族特別控除申告書」欄から集計します。手修正はできません。

《令和 7 年マスター》 ※12 月支給日以降

特定親族の数：	
特定親族	2 名
	名

《令和 8 年以降マスター》

特定親族の数：	
特定親族	2 名
内、源泉控除対象	1 名

⑥[Ins 源泉徴収票]

- ・「特定親族」「特定親族特別控除の額」欄を追加しました。

種別	支払金額	所得控除後額（調整控除後）	所得控除合計額	源泉徴収税額
給料 賞与	900,000	250,000	2,473,695	0
(源泉控除対象配偶者 有 従 老人)	配偶者(特別) 控除の額	特定 従 内 老人 従 その他 従 特親 従 年少	障害者 特別 他 非居住	
○	380,000		1	
特定親族特別控除の額	630,000	133,695	0	0
	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額

IX. 年末調整／出力処理（年調関係）※給与上手くんaPro IIのみ

1) 出力処理（年調関係）

■令和 7 年分 扶養控除等（異動）申告書

※「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」も同様の対応を行っています。

- ①令和 7 年分改正内容に対応しました。様式の変更はありません。

- ・令和 7 年に更新後に出力する場合は、改正後の所得要件で扶養控除等に該当するかを判定します。

■令和 8 年分 扶養控除等（異動）申告書

※「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」も同様の対応を行っています。

①令和 7 年分改正内容及び、様式変更に対応しました。

- ・「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に変更しました。
「源泉控除対象親族」欄に出力される親族は、これまでの「扶養親族」「特定扶養親族」に加えて「特定親族」でなおかつ、合計所得金額が 58 万円超～100 万円以下の親族です。
- ・リンク先が変更になったため新しい二次元コードに変更しました。

令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

この申告書は、給与所得者が、給与支払者の扶養控除等申告書に提出するものである。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項を確認し、給与支払者の扶養控除等申告書に記入する。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項を確認し、給与支払者の扶養控除等申告書に記入する。

1. 給与支払者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与支払者の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

2. 給与所得者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与所得者の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

3. 扶養親族の氏名、住所、生年月日、性別、職業、扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

4. 特定扶養親族の氏名、住所、生年月日、性別、職業、特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

5. 源泉控除対象親族の氏名、住所、生年月日、性別、職業、源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

6. 扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

7. 特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

8. 源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

9. 扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

10. 特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

11. 源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

12. 扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

13. 特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

14. 源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

15. 扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

16. 特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

17. 源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

18. 扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

19. 特定扶養親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

20. 源泉控除対象親族の扶養控除等申告書の提出先（税務署）

■令和 7 年分 保険料控除申告書

①リンク先が変更になったため新しい二次元コードに変更しました。

令和 7 年分 給与所得者の保険料控除申告書

保

この申告書は、給与所得者が、給与支払者の保険料控除申告書に提出するものである。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の保険料控除申告書の記載事項を確認し、給与支払者の保険料控除申告書に記入する。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の保険料控除申告書の記載事項を確認し、給与支払者の保険料控除申告書に記入する。

1. 給与支払者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与支払者の保険料控除申告書の提出先（税務署）

2. 給与所得者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与所得者の保険料控除申告書の提出先（税務署）

3. 保険料控除の氏名、住所、生年月日、性別、職業、保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

4. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

5. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

6. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

7. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

8. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

9. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

10. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

11. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

12. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

13. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

14. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

15. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

16. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

17. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

18. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

19. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

20. 保険料控除の保険料控除申告書の提出先（税務署）

■令和 7 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

①令和 7 年分の改正内容及び、様式変更に対応しました。

- ・「基礎控除額」「給与所得控除額」に関する改正に対応しました。
- ・「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を追加しました。（「特定親族」の内、合計所得金額が 58 万円超～123 万円以下）
- ・リンク先が変更になったため新しい二次元コードに変更しました。
- ・「定額減税」に関する項目を削除しました。

令和 7 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・特・所

この申告書は、給与所得者が、給与支払者の基礎控除申告書に提出するものである。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の基礎控除申告書の記載事項を確認し、給与支払者の基礎控除申告書に記入する。給与支払者は、この申告書に基づき、給与所得者の基礎控除申告書の記載事項を確認し、給与支払者の基礎控除申告書に記入する。

1. 給与支払者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与支払者の基礎控除申告書の提出先（税務署）

2. 給与所得者の氏名、住所、生年月日、性別、職業、給与所得者の基礎控除申告書の提出先（税務署）

3. 基礎控除の氏名、住所、生年月日、性別、職業、基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

4. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

5. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

6. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

7. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

8. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

9. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

10. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

11. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

12. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

13. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

14. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

15. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

16. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

17. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

18. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

19. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

20. 基礎控除の基礎控除申告書の提出先（税務署）

■源泉徴収票

①令和7年分の改正内容及び、様式変更に対応しました。

- ・特定新親特別控除の適用を受ける特定親族について、その数および氏名等を入力するように対応しました。

「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」項目、「特定親族特別控除の額」欄を追加しました。

- ・控除対象扶養親族等において、特定親族に該当する場合、下記の特定親族特別控除額に応じて区分欄に下記の番号を出力します。（上記緑枠）

●特定親族特別控除の額の区分			
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

- ・控除対象扶養親族等が5名以上いる場合、「（摘要）」欄に氏名+（区分番号）を出力します。また、個人番号の記載が必要な場合は対応する番号とともに備考欄に表示します。

②[F6 出力設定]

金額ゼロタブに「特定親族特別控除の額」を追加しました。（初期値：チェックあり）
金額がない場合にチェックが ON であれば「0」を出力、OFF の場合は空欄となります。

出力オプション

項目出力 金額出力 金額ゼロ メール送信設定 個人別PDF出力

チェックを外すと金額が 0 の時に空白になります。

☒ 支払金額
☒ 給与所得控除後の金額
☒ 所得控除の額の合計額
☒ 源泉徴収税額
☒ 配偶者(特別)控除の額
☒ 特定親族特別控除の額
☐ 企業共済等掛金の額
☒ 社会保険料の金額
☒ 生命保険料の控除額
☒ 地震保険料の控除額
☒ 住宅借入金等特別控除の額

■源泉徴収簿／年末調整票

①令和 7 年分の改正内容に対応しました。

- ・「特定親族特別控除額」の適用が有る場合、「⑳所得控除額の合計額」に加算されます。
- ・源泉徴収簿の欄外の余白に「特定親族特別控除額（⑰－②）〔XXX,XXX 円〕」と出力します。
- ・「定額減税」に関する項目を削除しました。

地震保険料の控除額	⑮	0	等掛金の金額
配偶者（特別）控除額	⑰	0	（ 円）
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮	630,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額
基礎控除額	⑱	580,000	（ 円）
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	1,343,695	
⑲(課税給与所得金額(①－③)及び算出所得税額)	㉑	5,606,000	㉒ 693,700
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		㉔ 0
年調所得税額(㉑－㉓、マイナスの場合は 0)	㉕		㉖ 693,700
年調年税額(㉕ × 10.21%)	㉗		㉘ 708,200
差引超過額又は不足額(㉗－㉔)	㉙		㉚ 449,560
超過額			㉛ 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額
の精算			㉜ 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額
			㉝ 差引還付する金額(㉙－㉛－㉜)
			㉞ 同上の本年中に還付する金額
			㉟ 翌年において還付する金額
不足額			㊱ 本年最後の給与から徴収する金額
の精算			㊲ 翌年に繰り越して徴収する金額
特定親族特別控除額(⑰-②)〔 630,000円〕			

■社内一覧表

①令和 7 年分改正内容に対応しました。

「特定親族特別控除額」の出力に対応しました。（令和 7 年以降対応）

生命保険	地震保険	配偶者特	特親控除 扶養等控	基礎控除 課税対象	算出所得税
			630000	580000	
			630000	5606000	693700

■個人変動情報リスト

①令和 7 年分改正内容に対応しました。

「特定親族の人数」の出力に対応しました。（令和 7 年以降対応）

※令和 8 年では、特定親族の源泉控除の対象の有無に関係なく人数は合算されます。

社員名	配偶者	特定	老	一般	特親	同	非
000001							
国税 太郎	無				1		

■扶養情報リスト

①令和7年分改正内容に対応しました。

「特定親族」の出力に対応しました。（令和7年以降対応）

配扶養区分に“特親”・“特親 源”を出力するように対応しました。

・“特親 源”…見積所得金額が58万円超-100万円以下。

・“特親” …見積所得金額が100万円超-123万円以下。

※令和7年では、見積所得金に関係なく、“特親”で出力します。

	氏名フリガナ	個人番号	配扶養区分	所得見積額
	氏 名	続柄	障害者区分	非居住者
社員コード:	000001 氏名: 国税 太郎			生計を一にする事実
扶養1	アコベイ バナコ 国税 花子	長男	平成17年 1月 1日	特親 源 非該当
扶養2	アコベイ イロウ 国税 一郎	二男	平成17年 2月 2日	特親 非該当
				580,001 円 1,010,000 円

■年末調整チェックリスト

①令和7年分改正内容に対応しました。

「特定親族」「特定親族特別控除額」の出力に対応しました。（令和7年以降対応）

・一覧表出力

[F8 項目設定]に下記の項目を変更・追加しました。

「45【扶養親族者】（タイトル）」を「45【扶養親族者等】（タイトル）」に変更します。

45【扶養親族者等】グループ内に「50 特定親族」項目を追加し人数を出力します。

「51 扶養人数合計（配偶者除く）」を「51 扶養等人数合計（配偶者除く）」と変更します。

【配偶者（特別）控除】グループの後に「142【特定親族特別控除額】（タイトル）」を追加し、その中に「143 特定親族特別控除額」項目を追加します。

70 扶養区分に「特定親族」「特定親族 源」を追加し、該当すれば各項目を表示します。

（追加項目の初期値）

	項目	網掛	出力
50	特定親族		
142	【特定親族特別控除額】（タイトル）	淡	
143	特定親族特別控除額		

・一人分出力／二人分出力

扶養情報欄の【扶養親族者の数（配偶者を除く）】を【扶養親族者等の数（配偶者を除く）】に変更し、「特定特親」の項目を追加します。

「扶養人数合計」を「扶養等人数合計」に変更します。

※扶養等人数合計には、特定親族（58万円超～123万円以下）の人数を加算します。

《一人分の出力》

扶養情報	【配偶者】	【扶養親族者等の数（配偶者を除く）】
配偶者:	無し	一般扶養: 0人 老人扶養(同居老親): 0人 年少扶養: 0人
配偶者区分:	配偶者無し	特定扶養: 0人 特定親族: 1人
源泉控除区分:		老人扶養(同居老親以外): 0人 扶養等人数合計: 1人

《二人分の出力》

扶養情報	配偶者:	無し	障害者区分:	一般:	0人	老人(同居老親):	0人	年少:	0人
配偶者区分:	配偶者無し		特定:	0人	特定親族:	1人			
源泉控除区分:			老人(同居老親以外):	0人	扶養等人数合計:	1人			

X. 表形式/表形式 ※給与上手くんaPro IIのみ

1) 給与マスター表形式処理

ファイル作成

①扶養親族区分

「扶特親」・「扶特親（源）」項目を追加し、後ろに人数を出力するように対応しました。

※扶特親…特定扶養親族（令和 8 年では特定扶養親族（源泉控除対象外）が該当）

※扶特親（源）…特定扶養親族（源泉控除対象）（令和 7 年では出力しない。令和 8 年以降出力）

扶養親族区分		
扶特定 1	扶特親 2	扶特親(源) 1

②【扶養親族項目】

「扶養親族○扶養親族区分」に「特親」区分を追加しました。

令和 7 年及び令和 8 年では、特定扶養親族に該当した場合、「特親」区分で出力するように対応しました。

※令和 8 年では、源泉控除の対象/対象外に関係なく特定扶養親族に該当した全てを「特親」として出力します。

扶養親族○扶養親族区分
特親

③【年末調整項目】

「特定親族特別控除額」項目を追加しました。

特定親族特別控除額
940000

④作成タイプ「給与支払報告書」でファイル作成できないよう制御しました。

給与支払報告書統一 CSV の令和 7 年分の作成は、後日の対応をお待ちください。



データ取込

①扶養親族区分

- ・令和 7 年では、「扶特親（源）」が無い場合取込み対象外となります。
- ・令和 8 年では、「扶特親」・「扶特親（源）」の双方が取込み対象となります。

②【扶養親族項目】

- ・令和 7 年では、下記の通り取込みを行います。

扶養親族区分が「特親」で所得金額が 58 万円超-123 万円以下の場合、配扶養区分は「対象外」で親族区分は「特親」として取込みます。

- ・令和 8 年では、下記の通り取込みを行います。

- ・扶養親族区分が「特親」で所得金額が 58 万円超-100 万円以下の場合、配扶養区分は「対象外」で親族区分は「特親（源）」として取込みます。

- ・扶養親族区分が「特親」で所得金額が 100 万円超-123 万円以下の場合、配扶養区分は「対象外」で親族区分は「特親」として取込みます。

③【年末調整項目】

「特定親族特別控除の額」は取込みません。

③同一年中に複数回の退職があった場合に、初回以外の退職に関する退職金明細書を作成しようとしたとき、入力ではできるが、出力では初回の退職分しか出せなかったのを修正しました。

(例) 令和 7 年 1 月 31 日に退職→継続雇用で退職金を受け取る

令和 7 年 4 月 30 日に退職して再度退職金を受け取る

4 月分の退職金明細書を出力しようとしても 1 月分しか出力できませんでした。

3) 出力処理

①月別給与一覧表、支給控除一覧表

・オプションの“全項目ゼロの社員を出力”にチェックを付けず、下記の条件に該当した場合、出力社員選択に社員が表示されなかったのを表示するように修正しました。

※“年調翌年繰越額”も上記設定のチェックの該当項目に追加。

《条件》

- ・単独年調（単独支給）マスター
- ・年調過不足税額と年調翌年繰越額が同額で発生しており「差引支給額 0 円」になった場合

控 除	健康保険料	厚生年金保険料	その他社会保険料	雇用保険料	課税対象額	年調過不足税額	住民税
						-255,950	
	既払い定期代	控除 - 1	控除 - 2	控除 - 3	控除 - 4	控除 - 5	控除 - 6
	控除 - 7	控除 - 8	控除 - 9	控除 - 10			年調翌年繰越額
							255,950
			控除合計		前月繰越分	当月繰越	差引支給額

②月別給与一覧表－部署別合計表において、「部署の階層ごとに合計を出力」にチェックがある状態で出力すると、部署計で控除額や累計が 1 行ずれて出力されていたのを修正しました。

《条件》

- ・年調計算をしていない月の処理をしている場合で、当月退職かつ年調する社員がいる。
- ・[F6 項目設定]-「項目設定出力を使用する」と「金額がない項目を詰める」にチェックがある。
- ・会社設定－税金・年調タブ－年末調整処理での過不足税額表示で、「所得税」と「過不足税額」を分けて出力するよう設定している。

I. 令和 7 年分年末調整から適用される改正

1) 概要

①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、主に以下の改正が行われました。

- ・ 所得税の**基礎控除額**および**給与所得控除**の最低保障額の引上げ
- ・ 大学生年代の子等に係る新たな控除の創設（**特定親族特別控除**）

②申告書等において、様式変更・新設があったものは以下の通りです。

- ・ 令和 7 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書
兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・ 令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・ 令和 8 年分 給与所得に対する源泉徴収簿
- ・ 令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票
- ・ 令和 8 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

2) 基礎控除額の見直し

①所得税法第 86 条に基づき、基礎控除額が 48 万円から **58 万円に引き上げ**られました。

②令和 7・8 年分については、**居住者**の所得金額に応じて、以下の加算措置が適用されます（租税特別措置法第 41 条の 16 の 2）

- ・ 37 万円（恒久的措置）
- ・ 30 万円、10 万円、5 万円（令和 7・8 年の 2 年間限定措置）

※年収 850 万円を超える方は基礎控除の上乗せ特例は適用されません。

③合計所得金額が 2,350 万円を超える方については、今回の改正による影響はありません。

④基礎控除の見直しに伴い、令和8年分の源泉徴収税額表が改訂されました。

⑤本改正は、令和7年12月1日施行です。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))				基礎控除額		
				改正後 (注1)		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

※基礎控除額は、所得税法第 86 条の 58 万円に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円をそれぞれ加えた金額となります。

引用：令和7年分 年末調整のしかた | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

3) 給与所得控除の見直し

①給与所得控除の最低保証額が、55万円から **65万円に引き上げ**られました。

②給与収入が190万円を超える方については、今回の改正による影響はありません。

③給与所得控除の見直しに伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改訂されました。

④本改正は令和7年12月1日施行です。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

引用：令和7年分 年末調整のしかた | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

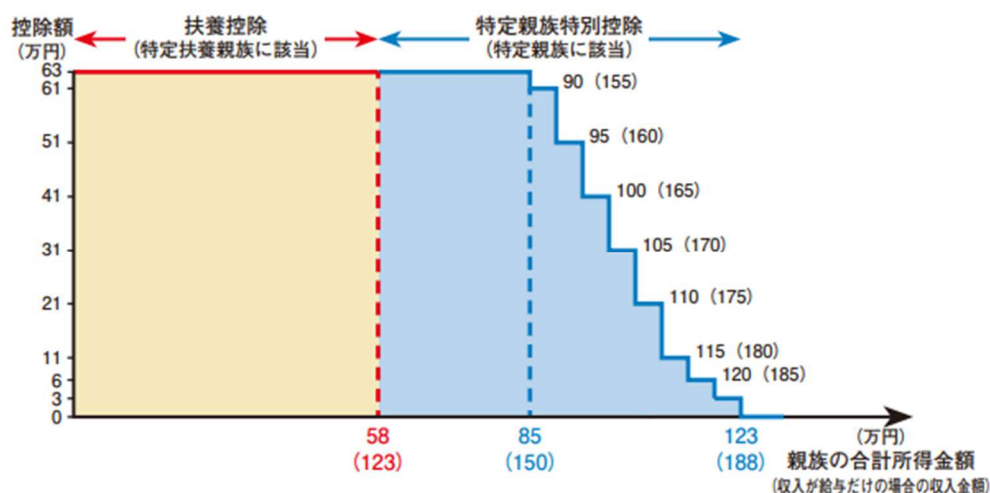
4) 特定親族特別控除の創設

- ① 令和7年度税制改正により創設された控除です。控除額は下の表を参照してください。
- ② 「特定親族」とは、以下の2つを満たす親族をいいます。
 - A. 年齢が **19歳以上23歳未満**の生計同一の親族
 - B. 合計所得金額が **58万円超123万円以下**（※58万円以下の人は「特定扶養親族」に該当）
※所得要件は申告書提出時の見積もり金額で判定。
- ③ 配偶者および専従者は除外されます。
- ④ 複数の居住者の「特定親族」に該当する親族がいる場合、いずれか一人の居住者のみがその特定親族について控除を適用できます（原則、重複適用は不可）。
- ⑤ 合計所得金額が **100万円以下の特定親族**は、**源泉控除対象親族**となります（後述参照）。
- ⑥ 年末調整で適用を受けるには「**特定親族特別控除申告書（新設）**」の提出が必要です。
- ⑦ 本改正は、令和7年12月1日施行です。（年末調整から適用）

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	(123万円超 150万円以下)		63万円
85万円超 90万円以下	(150万円超 155万円以下)		61万円
90万円超 95万円以下	(155万円超 160万円以下)		51万円
95万円超 100万円以下	(160万円超 165万円以下)		41万円
100万円超 105万円以下	(165万円超 170万円以下)		31万円
105万円超 110万円以下	(170万円超 175万円以下)		21万円
110万円超 115万円以下	(175万円超 180万円以下)		11万円
115万円超 120万円以下	(180万円超 185万円以下)		6万円
120万円超 123万円以下	(185万円超 188万円以下)		3万円

源泉控除対象親族



引用：令和7年分 年末調整のしかた | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

5) 扶養親族等の所得要件

- ①基礎控除の改正に伴い、以下の所得要件が引き上げられました。
 - ・ **配偶者・扶養控除**：48 万円以下→**58 万円以下**
 - ・ **ひとり親**の生計を一にする子の合計所得要件：48 万円以下→**58 万円以下**
 - ・ **勤労学生**：75 万円以下→**85 万円以下**
- ②給与所得控除の改正に伴い、**家内労働者等**の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が **55 万円→65 万円に引き上げ**られました。
- ③本改正は、令和 7 年 12 月 1 日以後支払う給与から適用されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

引用：令和 7 年分 年末調整のしかた | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

6) 個人住民税の税制改正

- ①収入金額が 190 万円以下の方に対する、給与所得控除の最低保証額が 55→65 万円に引き上げられました。(190 万円超の方には変更なし)
- ②扶養親族、ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等の要件が 48→58 万円に引き上げられました。
- ③勤労学生控除の総所得金額等の要件が 75→85 万円に引き上げられました。
- ④家内労働者の特例における必要経費算入額の最低保証額が 55→65 万円に引き上げられました。
- ⑤特定親族特別控除が新たに創設されました。

特定親族特別控除 (新設)		
親族等の合計所得金額	控除額 (所得税)	控除額 (住民税)
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	45万円
90万円超 95万円以下	51万円	45万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

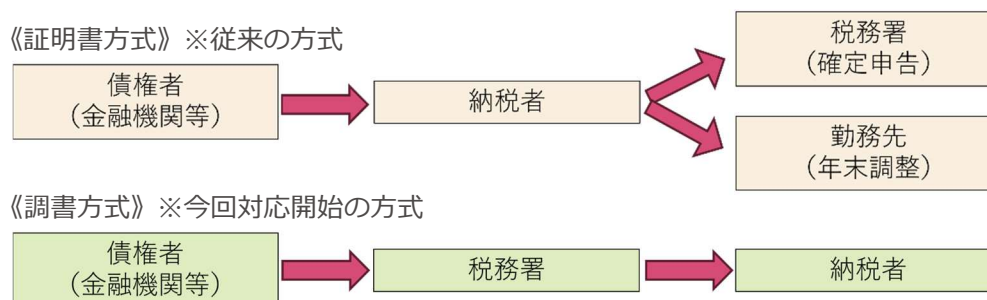
引用：中央区ホームページ／令和 8 年度から適用される個人住民税の主な改正

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0009/kurashi/zeikin/juuminzei/r8kaisei.html>

- ⑥基礎控除の金額は変更はありません。

7) 調書方式による住宅借入金等特別控除

- ①本改正は、令和7年分の年末調整から対応開始となります。
- ②令和4年度税制改正により決定されたもので、金融機関等が税務署に情報を直接提供する方式です。
- ※「調書方式」に対応した金融機関からの借入れについて、納税者が住宅ローン控除の適用を受けるためには、金融機関に対し、マイナンバー等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」（各金融機関の様式によります。）の提出が必要です。



8) 住宅借入金等特別控除

- ①急激な住宅価格の上昇、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、住宅ローン控除の借入限度額の上乗せが令和7年入居分まで延長されました。

9) 住宅特定改修特別税額控除

- ①子育てに対応した住宅へのリフォームについての減税措置が令和7年12月31日まで1年延長されました

II. 令和8年分給与計算から適用される改正

1) 源泉控除対象親族

- ①源泉控除対象親族が創設されました。以下の条件を満たす親族を指します。
- ・年齢が **19歳以上23歳未満**の子等
 - ・対象親族の合計所得金額が **58万円超100万円以下**
- ※従来の「特定扶養親族」や「扶養控除対象親族」とは異なる新たな判定基準です。
- ②本改正は、令和8年1月1日以後に支払う給与等について適用されます。

2) 源泉徴収税額表の見直し

- ①基礎控除、給与所得控除の見直しに伴い、以下の税額表が改訂されます。
- ・給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）
 - ・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
- ②本改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用します。

3) 生命保険料控除の控除額の引き上げ

- ①子育て世帯への支援の一環として、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額が見直されました。
- ②23歳未満の扶養親族を有する場合に、控除額が最大6万円に引き上げられます。
- ※ただし、一般、介護、個人年金保険料控除の合計適用限度額（12万円）に変更はありません。
- ③本改正は、令和8年分に限り適用されます。

23歳未満の扶養親族を有する場合		左記以外の場合（現行と同様）	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額	2万円以下	新生命保険料の全額
3万円超 6万円以下	新生命保険料 × 1/2 +15,000 円	2万円超 4万円以下	新生命保険料 × 1/2 +10,000 円
6万円超 12万円以下	新生命保険料 × 1/4 +30,000 円	4万円超 8万円以下	新生命保険料 × 1/4 +20,000 円
12万円超	一律 6万円	8万円超	一律 4万円

4) 退職所得控除額の計算における調整規定の見直し

①確定拠出年金→退職所得の順に受け取ったとき、重複期間とされる年数が4年→9年に伸びました。

Ⅲ. 通勤手当の非課税限度額の改正

①通勤手当に係る非課税限度額の改正が決定しました。年末調整での対応方法についての情報はまだ公表されていません。国税庁ホームページで最新情報を必ずご確認ください。

通勤手当の非課税限度額の改正について | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

Ⅳ. 各種申告書の改正

1) 令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

《変更点》

- ・「基礎控除申告書」の「控除額の計算」及び「配偶者控除等申告書」の「判定」が変更されました。
- ・「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」から定額減税に係る記載欄が削除されました。
- ・特定親族特別控除の創設に伴い、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が新規追加されました。
- ・当様式内のすべての申告書について、説明書きが裏面に移動しました。

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・特・所

令和7年12月31日現在適用

① 給与所得者の基礎控除申告書

② 給与所得者の配偶者控除等申告書

③ 給与所得者の特定親族特別控除申告書

④ 所得金額調整控除申告書

⑤ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

⑥ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

⑦ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

⑧ 所得金額調整控除申告書の判定

⑨ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

⑩ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

⑪ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

⑫ 所得金額調整控除申告書の判定

⑬ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

⑭ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

⑮ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

⑯ 所得金額調整控除申告書の判定

⑰ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

⑱ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

⑲ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

⑳ 所得金額調整控除申告書の判定

㉑ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㉒ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㉓ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㉔ 所得金額調整控除申告書の判定

㉕ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㉖ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㉗ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㉘ 所得金額調整控除申告書の判定

㉙ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㉚ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㉛ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㉜ 所得金額調整控除申告書の判定

㉝ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㉞ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㉟ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㊱ 所得金額調整控除申告書の判定

㊲ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㊳ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㊴ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㊵ 所得金額調整控除申告書の判定

㊶ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㊷ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㊸ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㊹ 所得金額調整控除申告書の判定

㊺ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㊻ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㊼ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㊽ 所得金額調整控除申告書の判定

㊾ 給与所得者の基礎控除申告書の控除額の計算

㊿ 給与所得者の配偶者控除等申告書の判定

㊿ 給与所得者の特定親族特別控除申告書の判定

㊿ 所得金額調整控除申告書の判定

《詳細》

●「基礎控除申告書」の変更点

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	控除額	基礎控除の額
□ 132万円以下	95万円	区分Ⅰ (左のA~Cを記載) 基礎控除の額 円
□ 132万円超 336万円以下	88万円	
□ 336万円超 489万円以下	68万円	
□ 489万円超 655万円以下	63万円	
□ 655万円超 900万円以下	58万円	※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
□ 900万円超 950万円以下	(B)	
□ 950万円超 1,000万円以下	(C)	
□ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	
□ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
□ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
□ 2,450万円超 2,500万円以下		

「○控除額の計算」が、改正後の基礎控除額に変わっています。

●「配偶者控除等申告書」の変更点

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)										
判定	控除額	①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超135万円以下
□ 58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭31.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
□ 58万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
□ 58万円超95万円以下	(3)	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
□ 95万円超133万円以下	(4)											

配偶者控除の額
配偶者特別控除の額

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

「○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の判定が、改正後の所得要件に変わっています。

●「給与所得者の特定親族特別控除申告書」(新規帳票)の記載方法

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。

特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		平成 年 月 日		円	円
2		平成 年 月 日		円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

① 該当の親族の情報を記載

② 当該親族の所得金額を記載

③ 下の「○控除額の計算」を見ながら、控除額を記載

(例) 20 歳の大学生の子がアルバイトをして給与収入 150 万円あるケースの記載例

生年月日が平 17.5.5 かつ所得見積額が 850,000 円で特定親族に該当するため、特定扶養親族・特定親族欄に✓を入れます。

●「区分」欄の記載方法

- ・従前は非居住者のみ区分を要していたが、今回新設の「特定親族」は区分の記載が必須です。特定親族特別控除額と居住に対応した区分を記載します。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

6) 令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

《変更点》

- ・年調減税額の計算に関する内容が削除され、特定親族特別控除額が記載されることとなりました。

未 調 整	泡盛保険料の控除額	⑤	⑤のうち小規模企業共済等 等資金の金額 (円) ⑤のうち国民年金保険料 等の金額 (円)
	配偶者(特別)控除額	⑥	
	出稼控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑦	
	基礎控除額	⑧	
	所得控除額の合計額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	⑨	
	特定親族特別控除額(⑩-⑪)及び算出所得控除額	⑩	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑪	
	年調所得税額(⑨-⑪、マイナスの場合は0)	⑫	
	年調年税額(⑫×102.1%)	⑬	
	差引超過額又は不足額(⑬-⑩)	⑭	
精 算	超過額	⑮	⑮のうち最終給与から徴収する税額に 充当する金額 ⑮ 未払給与に係る未徴収の税額に 充当する金額 ⑮ 差引還付する金額(⑮-⑮) ⑮ 同上の本年中に還付する金額 ⑮ うち翌年において還付する金額 ⑮ 不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額 ⑮ 翌年に繰り越して徴収する金額 ⑮
	不足額	⑯	
	の精算	⑰	
	の精算	⑱	

※1 特定親族特別控除額 (⑩-⑪) (XXX,XXX 円)

引用：令和7年分 年末調整のしかた | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

